

社会資本整備重点計画法

平成15年3月28日：成立 3月31日：公布 4月1日：施行
警察庁、農林水産省、国土交通省共同提出

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる。

9本の事業分野別計画

道 路

交通安全施設

空 港

港 湾

都市公園

下 水 道

治 水

急 傾 斜 地

海 岸

一
本
化

重点化・集中化の
ための計画に転換

注・H14・15が最終年度。二重枠の事業分野別計画には各々の緊急措置法がある。

社会資本整備重点計画

=平成15年度以降の5箇年間を計画期間

対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸（事業の効果を増大させるため一体として実施される事業やソフト施策を含む）

基本理念

地方分権の徹底、地域特性・民間活力活用等への配慮 等

計画事項

重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要
アウトカム（成果）目標に重点
（総事業費は内容としない）

事業を効果的かつ効率的に実施するための措置
社会資本整備の改革の取り組み方針を明示

- ・地域住民等の理解と協力の確保
- ・事業間連携の確保
- ・コスト縮減
- ・既存ストックの有効活用
- ・入札・契約の適正化 等

その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

計画の策定・実施プロセス

パブリック・インボルブメント
地方公共団体の意見を聴取

計画案作成

閣議決定

- ・社会経済情勢の変化に対応した計画期間中の見直しを義務付け
- ・政策評価の実施
- ・計画の最終年度に、計画に係る制度について検討、所要の措置